

## 香川県社会福祉協議会広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、香川県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が作成する印刷物及び香川県社会福祉協議会ホームページ（以下「県社協ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (広告掲載の対象)

第2条 広告掲載するものは、県民、県社協会員及び研修会参加者等への配布や広報を目的として作成するものとする。ただし、県社協会長が広告掲載を適当でないと認めたものは広告掲載の対象から除くものとする。

### (広告の掲載基準)

第3条 掲載できる広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、県社協の公共性、社会的信頼性、品位等を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 思想、信条、政治又は宗教に関するもの
- (5) 意見又は個人の氏名を広告するもの
- (6) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) その他、掲載する広告として適当でないと県社協会長が認めるもの

### (広告掲載の順序)

第4条 掲載する広告の種類及び掲載の順序は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに準ずるもの
- (2) 企業のうち、公益的性格のある企業で、県内に事業所を有するもの
- (3) 前号に掲げるもの以外の企業及び自営業で県内に事業所を有するもの
- (4) その他掲載する広告として妥当であると県社協会長が認めるもの

### (広告掲載の位置)

第5条 広告掲載の位置は、原則として次のとおりとする。

- (1) 印刷物 裏表紙及び本文中の県社協が指定する位置とする。
- (2) ホームページ トップページの県社協が指定する位置とする。
- (3) その他 県社協が指定する位置とする。

### (広告掲載の募集方法)

第6条 広告の募集は、県社協が発行する機関紙及び情報誌等又は県社協ホームページにより広告掲載希望者を公募するものとする。

(広告掲載の申込み等)

第7条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書(様式第1号及び第2号)により広告の掲載を、県社協会長に申し込むものとする。

(広告の選定)

第8条 県社協会長は、第7条に基づき広告掲載の申込みがあった場合は、第3条及び第4条の規定により審査を行うとともに、掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、第3条により作成した広告原稿を、原則として掲載開始日から起算して1か月前までに、県社協会長に提出するものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告の掲載料(以下「広告掲載料」という。)は、県社協会長が別に定める。

2 広告掲載料は、広告掲載後、県社協会長が指定する期日までに、一括納付するものとする。ただし、県社協会長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告内容の修正)

第11条 県社協会長は、広告の内容等が各種法令又は当該要綱等に違反している、若しくはおそれがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 県社協会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定に反すると認めるとき
- (2) 第12条の規定による広告内容の修正が行われないうとき
- (3) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合より広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、県社協会長に申し出なければならない。

(広告の変更)

第14条 広告主は、県社協ホームページに掲載する広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、第9条の規定に準じて、広告原稿の作成及び提出を行うものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第12条の規定に準じるものとする。

(リンク先の変更)

- 第15条 広告主は、県社協ホームページに掲載する広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して15日前までに、県社協会長に届け出るものとする。
- 2 県社協会長は、前項の届け出があった場合は、直ちに第3条の規定により審査を行うとともに、リンク先の変更の可否について決定するものとする。

(広告主の責務)

- 第16条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
  - 3 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(その他)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月17日から施行する。ただし、香川県社会福祉協議会が作成する印刷物に掲載する広告の取扱いについては、平成22年4月1日から実施する。